

日時：令和3年12月20日（月）13:30～14:45

場所：長野県庁 災害対策本部室

長野県防災会議議事概要

1 開会

2 会長挨拶

3 会議事項

長野県地域防災計画の修正（案）について

事務局から資料1-1～資料1-5により説明

修正案について承認

※会長挨拶及び会議事項の質疑の概要については、別紙のとおり

4 報告事項

(1) 県の取組について

- ・ 治水ONE_NAGANOの取組

長野県河川課から資料2-1により説明

- ・ 避難所TKB環境改善の推進

長野県危機管理防災課から資料2-2により説明

(2) 県県社会福祉協議会の取組について

- ・ 災害ボランティアセンターによる復旧支援活動

社会福祉法人長野県県社会福祉協議会から資料3により説明

別紙

① 会長（知事）あいさつ

防災会議の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

それからはじめに各委員の皆様方には、本日お忙しい中お時間いただきご参加いただきまして誠にありがとうございます。

また日頃からそれぞれのお立場から、長野県における災害対応、あるいは防災対策の推進、ご尽力、そしてご協力いただいておりますことを心から御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

長野県も様々な災害に見舞われてきました。近年では、令和元年東日本台風災害、令和2年7月豪雨そして今年の8月、9月にも大雨災害が発生しております。また、雪のシーズンには大雪による被害ということも念頭に置きながら対策対応を進めていかなければいけませんし、またいつ大規模な地震が発生するかは、なかなか予測困難なっておりますし、火山噴火への備えということについてももしっかり行っていかなければいけません。

私も知事になってから10年以上、これらの災害対応を行っていますが、本当に、いざ災害というときには、やはり県民全体の総合力が重要だと思っておりますし、特に一つはそれぞれの地域の中での助け合い、そしてもう一つは今日集まりいただいている防災関係機関の相互の協力連携、こうしたことがいざ災害というときには大変大きな力を発揮するものと思っております。

これまでも今日お集まりいただいた皆様には、度重なる災害時におきましては、ご協力・ご尽力いただいておりますけれども、これからもぜひ協力・連携体制を維持・発展をさせながら、県民の皆様の命と財産をしっかりと守り抜ける長野県づくりを進めていきたいと考えております。

災害対応もソフト面、ハード面の両面からの対策が求められるところであります。市町村の皆様と一緒に、逃げ遅れゼロに向けた取り組みを進めさせていただいておりますし、またその一方では防災・減災国土強靱化の予算も積極的に活用しながら、ハード面での整備もしっかりと進めて参ります。皆様には引き続きこうした長野県の取り組みにもご理解とご協力をいただきたいと思います。

本日の防災会議委員につきましては、災害対策基本法の改正等を踏まえた長野県地域防災計画の修正についてご審議をいただくこととしております。加えまして、県の

県社会福祉協議会から今年度の災害ボランティアセンターによる復旧支援活動についてご報告いただくとともに、治水ONE_NAGANOの取り組みをはじめとする県の取り組みをご紹介させていただきたいと思えます。皆様と同じ問題意識を持ち、同じ方向を向きながらこれからもこの災害対応、防災対策を進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

本日は、限られた時間でありまして、オンライン参加の皆様方が多い状況ではありますが、率直な意見交換の場となりますことを心から願って、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

② 会議事項質疑

(長野県看護協会)

丁寧な説明ありがとうございました。この中で災害時、円滑に皆様は避難できるための防災対応については理解させていただきましたが、住民が避難した後、どのような形で健康観察あるいは保健指導だとかそういったことが実施されるのかについては、防災計画の中では、必要ないのかどうかについて質問させていただきたいと思えます。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。今回、主に説明いたしましたものにつきましては国の災害対策基本法、防災基本計画を踏まえた今年度の修正等の該当部分について説明をさせていただきました。大変恐縮でございますけれども、今ご質問ございました避難後の保健衛生の関係等につきましては、今回大きな修正点は無かったため、計画の記載事項を説明しておりません。ただし、ご指摘の通り、大規模災害時には、避難所へ避難された方、あるいは自宅で避難している方への健康面の配慮大変重要でございますので、そちらにつきましては、地域防災計画等でも既に記載がされているあるいは体制が整理されているものと考えております。

(長野県看護協会)

はいわかりました。ただいろいろやはり住民にとっては災害時の大変な状況の中で、避難所だとかそういうようなところでの対応も県として必要と考えましたのでご質問させていただきました。様々な面で配慮いただきますようお願いいたします。

(知事)

私からも質問します。個別避難計画の努力義務化について、法律で位置づけられています。市町村の考えとして作成する方向という理解で良いのか。今日は、市長会、町村会の方は出席されていないということですので、事務局の方で市町村の考え方とか動向が分かれば説明していただきたいと思います。いかがでしょうか？

(事務局)

個別避難計画の作成の関係の補足説明をさせていただきます。地域において要配慮者の方をどのように支援、避難の支援については、従前から要配慮者の方の名簿の作成。さらに、地図上で、要配慮者の方が何処にいらっしゃるかということを表示して、地域の皆さんで助け合う取り組みを進めてきたところでございます。

この個別避難計画については、作成等に関係者の皆様の様々なご協力が必要だということで、今後、市町村で似たような取り組みを実施しているあるいは、特に取り組みを強化するところもあると認識しており、今後、県としても支援してまいりたいと考えております。

(知事)

住民避難のための取り組みとしては、災害時住民支え合いマップがありますが、個別避難計画とはどういう関係で、災害時住民支え合いマップはこれからどうする扱いになるか、その考え方の整理について教えてください。

(事務局)

災害時住民支えマップにつきましては、従前からございますが、個別避難計画との関係として、例えば情報の共有等が可能です。

市町村によっては、災害時住民支え合いマップを主眼としてカバーできるということもあれば、さらにそれを強化するというので、個別避難計画の作成が必要などところもあるという状況でございます。

(知事)

国が法律を改正したら、粛々とそれを計画に記載して事足りとするのではなくて、長野県の取組の実情を踏まえてどう調和させるかを検討すべきではないかという観点

が重要と考えますので、この点を検討してもらいたいと思います。

(県社会福祉協議会)

長野県県社会福祉協議会です。今お話しいただいた、個別避難計画策定について、御紹介いたします。

県危機管理部からもお話がありました通り、県社会福祉協議会では、災害時住民支え合いマップ作りを実施してまいりました。クラウドデータベースシステムを活用し、住民自治協議会や福祉・介護事業所で平時や災害時の要配慮者支援に活用する実証実験として実施しています。作成支援員を配置し、取組を進めていますが、課題としましては、一つ目はなかなかマップを紙ベースで作って更新をすることについて地域の役員さんは、お父さん達が主力ですが、負担感があります。それから法改正で支え合いマップはもちろんこれからも重要で、これがベースになりますが、マップ上で支援者を繋ぐだけではなくて、個別避難計画を具体的な帳票として起こしなさいということが国の方で努力義務化されておりますので、ここは少しマップにプラスアルファが出てくるかなと思っております。それからもう一つ、地域と福祉との連携。平時から地区役員とケアマネとの繋がりを作ることが課題として挙げられます。災害時住民支え合いマップの仕組み自体は信州防災アプリと似た部分がありまして、住宅マップがあってハザード情報を重ね、そこに要援護者をプロットします。

当然データベースに繋がっていくということと、そのまま個別避難計画に相当する入力、印刷と管理ができるというような仕組みです。

計画を見直す中でも優先度により計画を作っていますが、工夫として、シンプルに赤、黄色、青で要支援者の優先度をマップ上で確認できるようにして、ハザードエリアにいる赤い印の方については、まず、その人から計画を作る必要があるということが一目瞭然という仕組みになっており、非常に分かり易いものになっています。

また、防災訓練を通じて地区防災のバージョンアップに手ごたえを感じています。住民自治協議会とか、あるいは福祉事業所なんかでパソコンでマップを開いて、対象者を確認する。担当する要支援者の一部情報を暗号化して、安否情報を把握するという仕組みになっています。長野市柳原地区の防災訓練でも実効性のある訓練が実施できました。

今後に向けてですが、個人の防災対策としては、信州防災アプリが役立つと思いますし、行政向けのデジタルマップもあると思います。そして、この災害福祉マップ

は、災害福祉の現場で、自主防災組織、地区役員、福祉事業所が活用するというこ
とで、県内の在宅の「医療的ケア児」支援への応用、災害時の民間支援者の記録ツ
ールとしての応用などについて、模索をしているところです。以上、簡単ではございま
すが、災害時住民支え合いマップの取組について説明させていただきました。

(知事)

非常にわかりやすいご説明いただき、ありがとうございます。

市町村と我々も認識を共有していきたいと思えますし、この取り組みが進むよう考
えていきたいと思えます。

もう一点、広域避難の説明がありましたが、県内の広域避難については県の関わり
方、それからパワーポイントの資料だと広域避難の話については災害が発生するおそ
れ段階のことを書いていますが、事後の記載についてお聞きしたい。また、広域避難
する際の事前の避難先は調整しておく必要があるのか。これらについて質問します。

(事務局)

まず最初に、先ほどの支え合いマップが地域防災計画に位置づけられていることに
ついて、補足説明させていただきます。

第2章の第8節の方に従前も記載がされており、これを踏まえて、今まで組み
が進んできたところでございます。今回新たに個別避難計画できましたのでしかり
と、要支援者の方の支援が進むように、さらに県社会福祉協議会、皆様方と協力しな
がら進めてまいります。

続いて、広域避難計画につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、1点目、市町村の関係でございますけれども、協議および調整の部分、ここ
は基本的には他の都道府県へ避難する場合に、県に対する協議要求があった場合とい
うことでございます。

加えて、市町村の広域避難に関して必要な調整を行う、市町村の外への避難でござ
いますので、この中で県は市町村からの求めにより必要な調整については行うよう努
めるものとするという規定を追加いたしました。また、2点目でございますけれど
も、一方で、災害発生のおそれと事後の広域避難、これは今回の法改正の背景とな
りましたのが、これまでの事例で大型台風が来るという場合に、発災後だけではなく、
発災前に県をまたいで広域避難を検討し、避難先を調整する必要が生じることが想定

され、法律にも発災前後の広域避難が定められています。3点目でございますがこれは例えば協定をあらかじめ締結する等の準備をする必要があると考えております。以上でございます。

(知事)

ありがとうございます。まず一点目、県側の記載はそのように書いてあるが、市町村側は対応する内容が記載されていない。

市町村の方は県内の他の市町村への受け入れ検討について、市町村間で直接協議するとしか読めないなので、県側と市町村側の記載内容をそろえた方が良いでしょう。

(事務局)

法律に基づき協議の要請あるいは調整の要請等がなくても、広域的な地域、自治体として市町村の調整等を行うという趣旨で明記しませんでした。

調整というのは非常に幅広でございますので、特に市町村の方にその旨記載しなくても県の方で必要な対応等は可能であるという考え方です。

(知事)

市町村から県に要請があれば対応するというスタンスは分かりました。この表現だけだと県内避難は自分でやってくださいというのが県の計画の記載になってしまうので、市町村側の表記も考えてもらった方が良いでしょうと思います。

それから災害が発生するおそれ段階でという内容の修正ですが、災害発生後についても計画に記載されていますか。

(事務局)

発災のおそれ段階での「広域避難」に対しての発災後の「広域一時滞在」という考え方が従来から災害対策基本法にあり、そのことについてもあわせて記載を修正しました。内容は、市町村へのとの協議調整、市町村への助言、広域避難活動の実施等について、県・市町村の実施事項記載しております。

(知事)

自治体間の調整の話は以前、佐久の移動知事室で、浅間山噴火のときの広域避難の話が少し検討テーマになりました。広域避難、突然その状況が起きて、他の市町村に打診してもなかなか受け入れ側は困惑するのではないかと。事前の調整がかなり必要になると思われるが、この対応方針についてお聞きしたい。

(事務局)

広域避難対策は今地域課題としてそれぞれ進められているところでございます。

一つは今年の台風災害のそれを踏まえ、千曲川流域、特に県北部では、地域毎に市町村が広域避難について、どのようなやり方をするか、勉強会を副市町村長のレベルで実施しています。また、実際に市から村に避難することを想定した協定が検討される等、地域の災害の実情の様々なかたちに応じて、話し合いが求められている状況です。こういった件、危機管理部としましては、そういった話し合いのところに同席をしまして、どのような方法が最適か、それから災害対策本部としてどのような調整が必要なのかということと一緒に協議をさせていただいております。

(知事)

市町村間の協議、県の関わり方も含めて計画に記載し、いざというときに動けるような体制作りに取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、防災会議の委員に女性が少ないという話があり、今回の修正で様々な視点で委員を任命することについて記載が追加されていますが、この点、女性の観点から、現状や今後の災害対策に向けて、もしご意見があれば、いただけますか。

(元松本市寿台公民館長)

まず、女性の観点という点ではどうしても地域の防災活動が町会をベースに行われているものですから、町会の役員はどうも男性が仕切っている部分が多い。

このことについては、皆さんの認識からまず少し変えていただいて、町会長が男性であれば、副会長を女性にする等、自然体でこの地域の防災組織に女性が入ってくださればいいなと思います。

現実に避難所において女性を取り仕切る場面というのは大変多いと思いますし、特に若いお母様方が子育てをしながら避難生活というような場面においては必要なものがたくさんあると思いますので、そういった意見が反映されるといいなと思います。

ついでに恐縮ではありますが、先ほどのお話に出ています、この地域の支え合いマップに関連して、かつては、コロナ前が中心ですけれど、とにかく町会に入っていて町会単位で避難所運営しようということが主体であったように思いますが、まず町会の加入率が下がっているという実態が多分どこにもあると思います。

従って町会が吸引力を少し下げている。そこへ持ってきてコロナ禍ということになりまして、避難所に苦勞して避難した上に、コロナに感染したら困るというような思いがあり、さらにこの避難所イコール町内会の地域防災活動です。

そういった実態が、みなさんに少し距離を与えているのではないかと思います。

おそらく避難所に行くぐらいなら、大きな車の中で避難生活をしたい望む方も多いと思いますけど、そうすると今度はエコノミークラス症候群の心配も出てくるということで、具体的なこの避難活動に関する計画もさらに見直しが必要かなということを感じております。以上でございます。

(知事)

ご意見いただきましてありがとうございます。大変私どもとして深く考える必要があると考えます。

今のご意見を踏まえて、いざ災害というときの地域の支え合いを充実させる上で、やはり女性の役員登用を積極的に考えていただきたいということを市町村を經由してお願いしていくように考えたいと思います。高齢化の問題も確かにいろんな自治会町内会の皆さんにとっても課題だと思いますし、いざというときにどう対応するかという観点でも、考えておかなければいけない話だと思いますのでしっかり受け止めさせていただきたいと思います。

(山梨大学大学院准教授)

私から避難情報について災害対策基本法が改正されたこと、避難確保計画の努力義務化についてコメントさせていただきたいと思います。

まず避難情報については、これまでは、レベル4の中に2つ避難に関わる情報が入っているのだからわかりにくいという声もありまして避難指示に一本化されることになりました。

また避難準備・高齢者等避難開始も非常に長くてわかり長いということで、高齢者等避難に名前が変わりました。

基本的には従来からの災害対策基本法に沿っており、市町村の役割であった情報、発言自体は変わっていません。この避難情報を出す、出さないとか、被害が出たときに結果的に出してなかったことが今も非常に問題視されることは、少なくありません。ですから、市町村負担がやっぱり大きい点は基本的に変わっていません。

あと、警戒レベル3の高齢者等避難というのは、大雨警報が相当情報になります。

つまり、結構な頻度で警報が出ますので、高齢者等避難というのは、マニュアル通りですと頻度が多く発令することになります。そう考えると、自分で避難行動することが難しい避難行動要支援者を多数抱えているような高齢者施設が、毎回避難行動ができるのかどうか。この点が全国的に課題となっています。

避難による体調悪化や、移動先を確保することがなかなか難しいという実情があります。水害とか土砂災害のリスクのあるところに高齢者施設が立地していることそのものが結構問題視されるようになってきましたが、そういう現状があることを関係者しっかり認識しないといけないということになります。

努力義務化された個別避難計画の作成について、非常に懸念されるのは、作成率そのものが、数値目標化されることです。

計画の達成率みたいなものが数値目標化されてその数字を上げることに皆さんが一生懸命になるとですね、現場はアリバイ作りのような計画をつくってしまうことになりかねませんので、そうすると当然ですが実効性を伴わない計画ばかりが出てきてしまいます。

これは過去、他のテーマでも同じような課題がありますので、ですから計画を作るプロセスが非常に重要で、そこは非常に時間がかかります。

あと地域、地域の実情を反映させる必要がありますから、雛形通りいかないところも多々あると思われます。ですからその部分は市町村が中心に進める必要があります、非常に負担が大きい。ですから、県も含めてどうやって個別計画避難計画の作成を進めていくか。支援の環境も含めてぜひ検討いただきたいと思います。以上です。

(知事)

重要なお指摘いただきありがとうございます。

避難指示は市町村長の皆様方の権限ですが、本当に市町村で悩みながら運用されている部分もあります。やはり地域の皆さんが自分たちの対応課題として捉えていただいて、市町村と一緒にいつも課題共有して行動していただくようにしていかないと避難指示だと出す、出さないについて、市町村長が、非常に厳しい判断を迫られることになると思います。このあり方は我々も問題意識を持って市町村と検討していきたいと思っております。

それから先ほどの避難計画、個別避難計画については、アリバイ作りの計画にならないようにという、全く重要なお指摘だと思います本当にいくら立派なプランを作ってもいざ動かないような計画になってはいけないと私も思いますので、市町村や福祉関係者の皆様などと意識を共有して、先ほど社協からもご紹介いただいたように、支え合いマップをしっかりと作ってきた実績もありますので、そういったことを踏まえて取り組みを着実に進めていくようにしたいと思います。

この地域防災計画の修正については、いただいたご意見を反映した上で修正するという形でよろしいでしょうか。

それでは事務局に御一任いただければと思います。引き続き皆様と連携して様々な対策・対応を進めていきたいと思っておりますので引き続きよろしくお願いいたします。